

傍 聴 要 領

県立都市公園利活用等推進有識者会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 現地見学会・会議を傍聴される方は、事前に令和6年8月21日(水)17時までに別添案内の下記7のお問合せ先に予約したうえで、事務局の指示に従って現地に集合してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

2 現地見学会・会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、現地見学会・会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が現地見学会・会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 現地見学会・会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、現地見学会・会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、現地見学及び議事を妨害しないこと。
- (3) 現地見学先及び会議会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) その他現地見学先及び会議会場の秩序を乱し、運営の支障となる行為をしないこと。